



すてきな出合いをサポートします！ —独身農業者縁結び事業—

登録のご案内



●登録条件

真剣に結婚を望む20歳以上で、①または②のいずれかに該当する独身者

- ①弘前市に居住する農業者（農業を営む男性・女性）
 - ②結婚後、弘前市に住める方、住みたい方
（例：会社に勤めている男性・女性、市内外を問いません。）
- ※②に該当する方向士のお見合いはいたしません。



●お願い

「独身農業者縁結び事業ご利用のルール」および「個人情報保護に関する指針」をよくお読みになり、ご承諾の上で登録してください。

- 登録手続き、プロフィールカードの閲覧については予約制です。電話やメールで日程を確認・調整の上、お越しください。
- 個人情報の管理を徹底するため、登録手続き、来所予約についてはご本人で行っていただきます。
- 社会人としてのルールやマナーを守り、個々の責任において交際していただきます。
- 登録後、不適当な行為であると認められた場合（不正、情報の悪用、ストーカ儿的行為等）は、登録を抹消します。特に悪質な場合は、法律に基づき対処します。

●登録に必要な物

- 1 プロフィールカード・同意書
※事務局に来所の上、記入します。
- 2 本人・住所を確認できる書類（運転免許証、パスポート等）
- 3 独身であると確認する書類（自治体が発行する独身証明書、戸籍抄本）
※他市町村の場合
- 4 認め印
- 5 写真（縦 35 mm、横 30 mmのものを 2 枚）
※お持ちいただくか、来所時に写真撮影を行います。

※②・③の書類等については、コピー後お返しします。
※登録料は不要です。

登録～お見合い～お付き合い～結婚

step.1 面談日を調整して登録手続きをします。

- * 全て予約制で面談いたします。
- * 登録手続きは、ご本人が行います。代理者による手続きはできません。
- * お知らせいただいた内容が真実である等の誓約をしていただきます。

step.3 お相手へお見合いを申し込みます。

- * 事務局職員がお相手に連絡してお見合いの意思確認を行います。
- * お相手の方が承諾した場合、事務局がお二人のお見合いの日程を調整します。

step.5 正式な交際をするかどうかの確認をします。

- * お見合い後、事務局職員から交際を希望するかどうかの意思確認をそれぞれに連絡します。

step.2 会ってみたいお相手を探します。

- * 電話等で事前予約し、プロフィールカードを閲覧して、会ってみたい方を探します。
- * 個人の住所や電話番号（メールアドレス）の情報は一切開示しません。

step.4 お相手とのお見合いを行います。

- * お二人は、事務局が指定した場所でお会いします。
- * 事務局は最初立会い、あとはお二人で会話をします。
- * お互いの住所、電話番号等はお知らせしません。
- * お見合い当日にはトラブル防止のため、電話番号などはお相手に教えないでください。

step.6 交際が始まります。

- * お互いに連絡を取り合い、自己責任において交際をスタートさせてください。

step.7 結婚後、退会手続きをします。

- * 結婚が決まりましたら事務局へお知らせください。登録抹消の手続きをし、退会します。

